

2026年3月4日

各 位

チムニー株式会社
取締役常務執行役員 管理担当 寺脇 剛

「まぐろ居酒屋 さかなや道場 島田店」の営業禁止及び
営業禁止の解除に関するお知らせ

この度、当社が運営する「まぐろ居酒屋 さかなや道場 島田店（静岡県島田市）」に関して、静岡県中部保健所から下記の通り行政処分を受けましたことをお知らせいたします。

記

2026年2月21日に、当社が運営する「まぐろ居酒屋 さかなや道場 島田店」をご利用された7件のグループのお客様の内、18名のお客様が下痢、嘔気、嘔吐等の食中毒症状を呈したことが判明し、患者様の疫学調査の結果、他に共通食が無いこと、患者様の症状が類似していること、患者様と当社の調理従事者の便からノロウイルスGⅡが検出されたこと、患者様を診察した医師が食中毒と診断したことから、同店舗が食中毒の原因施設と特定されました。

3月2日付で食品衛生法第6条第1項の規定により、同店舗の衛生状態が食中毒の再発を防止できる状態に改善されるまで、営業を禁止することを命じられました。

本日3月4日、静岡県中部保健所による、店舗状況の臨店確認を受け、静岡県中部保健所長より、「営業禁止の解除」を受領いたしました。これを受けて本日より営業を再開いたします。

発症されたお客様には多大なるご苦痛とご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。また、平素よりご利用いただいているお客様や関係者の皆様方に、ご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、「安全・安心のご提供」という使命に立ち返り、衛生管理体制を再度強化・周知・徹底し、再発防止に取り組んでまいりますとともに、お客様からの信頼回復に努める所存でございます。

【この件に関するお問い合わせ先】 チムニー株式会社 総務部 03-5839-2613

以 上